

社会福祉法人真泉福祉会役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真泉福祉会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下役員等という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、別表第1の定めるところによる。

(支給日)

第4条 報酬の支給日は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催日並びに監事による監査及び入札立会の日、月額支給の場合は社会福祉法人真泉福祉会職員給与規程に定める給与の支給日に準じるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等には、理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(費用弁償の額)

第6条 費用弁償の額は、社会福祉法人真泉福祉会職員旅費規程に準じ園長級相当とする。

(支給日)

第7条 費用弁償の支給日は、第4条による支払い事由の発生した日とする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日に制定する。

本規定の制定に伴い、「社会福祉法人真泉福祉会役員の費用弁償及び役員に関する規定」は廃止する

別表第1（第3条関係）

区 分	報酬額	基 準
評議員	日額	平成29年6月16日 定時評議委員会にて採決
理 事	4,000円	
監 事		
監事監査	日額 5,000円	
評議員選任・解任委員	日額 4,000円	
入札立会		